

第6次朝霞市総合計画策定方針

令和5年10月24日 市長決裁

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和50年（1975年）から10年ごとに第1次から第5次までの中期計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきた。

第5次朝霞市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）においては、市の将来像として「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、将来像の実現に向けて施策や事業を展開している。

朝霞市総合計画条例では、市の最上位計画として総合的見地から総合計画を策定することとしており、第5次総合計画の計画期間の終了後も、計画的な行政運営を行っていくため、第6次朝霞市総合計画（以下「第6次総合計画」という。）を策定する。

2 計画の構成・期間

策定対象

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

（1）基本構想 10年間

目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すものである。

（2）基本計画 5年間

基本構想に示す目標の実現に向け、具体的な施策を分野別に体系的に示すものである。

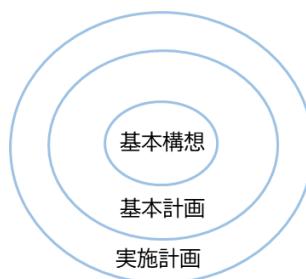
※前期5年、後期5年の2期に分けて策定する。

（3）実施計画 3年間

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や方策を示すものである。

3年間の計画として、1年ごとに見直しを行う。

<構成・期間イメージ>



第6次総合計画基本構想(令和8~17年度)

前期基本計画(令和8~12年度)

後期基本計画(令和13~17年度)

実施計画(令和8~10年度)

実施計画(令和9~11年度)

実施計画(令和10~12年度)

3 基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを市民と行政とが共有するとともに、これからまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめた計画として策定するものである。

総合計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想の方向性

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、構想期間を基にした将来予測等を踏まえるとともに、行政評価制度を活用して第5次総合計画の課題を明らかにすることで、第6次総合計画が目指す基本構想の方向性を整理する。

(2) 行政評価制度との連動

施策の進捗状況を客観的に検証できるよう、施策ごとに目標を掲げ、施策等の実施によってもたらされた成果を測る指標として重要業績評価指標（KPI）※を設ける。

※重要業績評価指標…KPI（Key Performance Indicator）とは、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。いわゆる「KPI」。

(3) 総合戦略との関係

第6次総合計画の中に、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（KPI）を併せて設け、地方版総合戦略としての内容も備えるようにする。

(4) 他の行政計画との関係

総合計画と他の行政計画の関係性をより明確にすることで、総合計画の理念・構想を各行政計画に反映する。

(5) 市民参画

市民に対し総合計画の策定過程を明らかにするとともに、当該策定過程への市民参画を推進し、市民の協力と理解の下に総合計画を策定する。

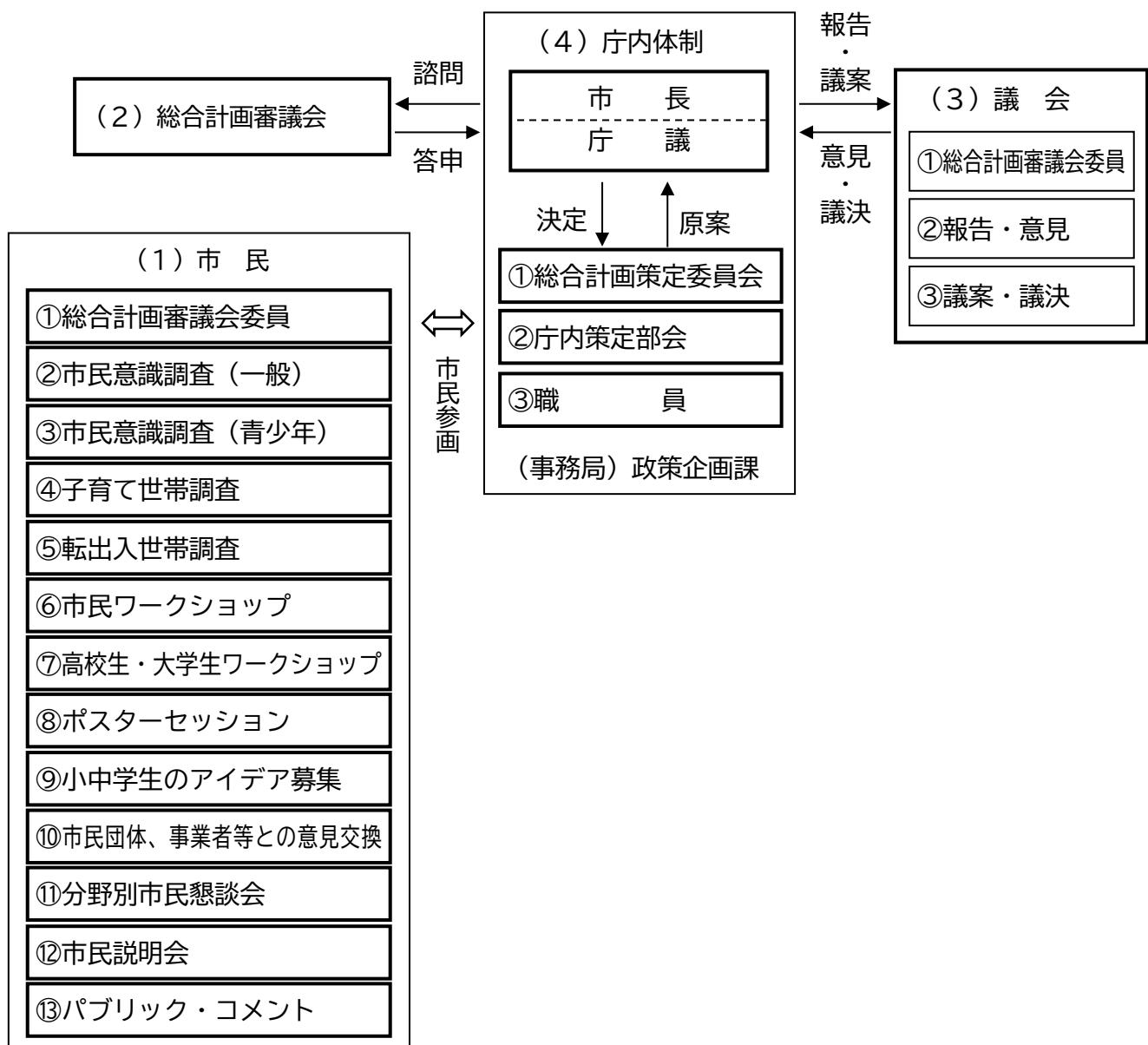
総合計画へ市民の声を十分に反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(6) 職員参画

総合計画は、本市の最上位の計画であることから全庁を挙げて策定作業を行うこととする。

計画策定後に各部、課が責任を持って計画を推進できるよう策定段階から各部、課が主体的に検討するとともに、全職員が自らの業務が総合計画を踏まえたものであると意識できるよう、意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。

4 策定体制



(1) 市民

第6次総合計画を策定するに当たっては、様々な方法で市民参画を推進する。

また、会議等の開催などに際しては、合理的配慮*を行う。

*合理的配慮…小さなお子様をお連れの方、障害のある方等への適切な配慮など、会議等の対象者や規模、目的に合った対応を想定している。

①総合計画審議会委員

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。

審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

②市民意識調査（一般）

市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

③市民意識調査（青少年）

市政に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

④子育て世帯調査

子育て時に転出する世帯が多いことから、子育てに関する意識やニーズ等を把握する。

⑤転出入世帯調査

定住促進の施策を検討するため、定住に関する意識やニーズ等を把握する。

⑥市民ワークショップ

基本構想における将来像や政策に市民の意見を取り入れるなど、市民が共感する計画とするため、市民ワークショップを実施する。

⑦高校生・大学生ワークショップ

市の将来を担う青少年のまちづくりに対する意識や意見を把握するとともに、定住促進を推進する施策を検討するため、市内の高校生・大学生を対象としたワークショップを実施する。

⑧ポスターセッション*

第6次総合計画を広く市民に周知広報するため、市の魅力や課題を聴取するポスターセッションを実施する。

*ポスターセッション…総合計画の計画案等をまとめたポスター等を掲示して、訪れた市民と掲示されたポスター等の内容をテーマとしながら意見交換を行うことを想定している。

⑨小中学生のアイデア募集

市の将来を担う小学生・中学生が抱く朝霞市の将来像・イメージや具体的なアイデアを募って、若者の視点を施策・取組の企画立案に生かすため、教育関係者等との連携を図りながら、アイデア募集を実施する。

⑩市民団体、事業者等との意見交換

市民団体、事業者等とまちの課題や今後目指すべき方向性などについて意見交換を行う。

⑪分野別市民懇談会

各部が中心となり、「分野」ごとに懇談会を実施する。

⑫市民説明会

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、市民説明会を開催する。

⑬パブリック・コメント

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、パブリック・コメントを実施する。

※①～⑬のほか、全ての世代の市民の声を聴きながら、策定作業を進める。

(2) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。

審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

- ・市の議会の議員 3人
- ・市の執行機関の委員 2人
- ・市内の公共的団体等の役員及び職員 5人
- ・知識経験を有する者 5人
- ・公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 5人

(3) 議会

①総合計画審議会委員

- ・市議会から推薦を受けた市議会議員を審議会委員として委嘱する。

②報告・意見

- ・基本構想素案及び基本計画素案について報告し、意見を聴く。

③議案・議決

- ・基本構想案について、議案として提出し、議決を求める。

(4) 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・委員長 市長公室長とし、副委員長は委員長が指名する。
- ・委員 部長の職にある職員とする。
- ・所掌事務
・基本構想案及び庁内策定部会において取りまとめた基本計画案について、審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
・基本構想及び基本計画の策定に係ること。

②庁内策定部会

- ・部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

部会名	構 成
総務部会	市長公室、危機管理室、総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、出納室
市民環境部会	市民環境部、農業委員会事務局
健康福祉部会	福祉部、こども・健康部
都市建設部会	都市建設部、上下水道部
教育部会	学校教育部、生涯学習部

③職員

- ・第5次総合計画基本計画全体（前期と後期を通した）の評価の取りまとめ、第6次総合計画基本計画の施策の立案、個別計画との整合性の確認などに取り組む。
- ・職員説明会や第6次総合計画基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。

5 第6次総合計画策定の主なスケジュール（予定）

（1）令和5年度（2023年度）

令和5年 8月	策定方針案の検討 基礎調査
10月	策定方針の決定
11月	市民意識調査等 基本構想の方向を検討 基本構想の論点整理
12月	基本構想骨子案の検討
令和6年 2月	分野別市民懇談会 基本構想骨子案のまとめ
3月	市民説明会

（2）令和6年度（2024年度）

令和6年 4月	第5次総合計画（基本計画）の評価の取りまとめ 基本構想素案の検討
6月	基本構想素案のまとめ 基本計画骨子案の検討
8月	基本計画骨子案のまとめ
9月	分野別市民懇談会 基本計画素案の検討
令和7年 2月	基本計画素案のまとめ 市民説明会
3月	パブリック・コメント

（3）令和7年度（2025年度）

令和7年 5月	審議会答申 庁議決定（基本構想案、基本計画案）
9月	議案上程（基本構想）
10月	公表